

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳の安定的かつ計画的な供給と生乳流通コストの低減を図るため、地域の生乳生産量や処理量を適格に把握し、合理的な集送乳体制の整備を推進する。

【大滝区について】

経営規模に即した、ヘルパー・コントラクターなど地域支援システムの育成・活用や、地域ネットワークの構築で後継者の円滑な就農、新規参入の促進により継承を含む担い手の確保に努め、労働力の軽減、流通コストの低減に資する集送乳の改善を図る。

2 肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛の出荷先

	現在（平成30年度）				目標（令和12年度）			
	出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
		県内②	県外			県内②	県外	
肉専用種	頭 820	頭 820	頭 0	% 100.0	頭 831	頭 831	頭 0	% 100.0
乳用種	890	890	0	100.0	902	902	0	100.0
交雑種	351	351	0	100.0	356	356	0	100.0

(2) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の流通については、流通コスト削減と付加価値の向上を図るため、肉用素牛は系統を通じ家畜市場に出荷する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

【事項番号② 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承】

1 家畜の改良増殖及び新技術・効率的な生産方式の開発普及

ア 乳用牛については、国際競争力に耐え得るゆとりある生産性の高い酪農経営を確立するとともに、消費者ニーズに対応した生乳生産を旨として、令和12年度の飼養頭数を2,094頭とした。

イ 肉用牛については、国際化の進展に対応して輸入品との競争力強化を図るため、肉質の差別化と生産コストの低減に向け、遺伝的能力の改良に取り組むものとして、令和12年度の肉用牛の飼養頭数を1,294頭とした。

ウ ①②の目標を達成するために受精卵移植関連及び性別別精液や道内外からの優良雌牛の導入などの繁殖技術、放牧による生産コストの低減、搾乳ロボットや自動給餌機などのスマート農業技術を推進する。

2 地産地消、加工製品開発による高付加価値の推進

地域独自の食の提供や加工製品の開発により、産地直売活動や農家レストラン、体験工房等を推進し、酪農畜産経営の経済活性化を図る。

【事項番号③ 経営を支える労働力や次世代の人材確保】

畜産経営支援組織の育成

担い手の高齢化が進む現状を鑑み、国際化に対応できる経営体を育成するため、労働力の補完や農地の集積によって効率的で生産性の高い経営を図るべく、法人化を推進する。また、コントラクターや酪農ヘルパー等からの新規参入を推進する。

【事項番号④ 災害に強い畜産経営の確立】

自然災害及び感染症等への対策

活火山である有珠山の定期的な噴火及び新型コロナウイルス感染症等の対策のため、不測の事態に備え、BCPの作成を促すこと及び酪農ヘルパーなどの人材確保においても推進する。

【事項番号⑤ 畜産衛生対策の充実・強化】

家畜衛生及び農産物の安全性の確保

家畜伝染病や特定疾病の発生が経営や地域に与える影響は多大であり、日頃からの家畜飼養衛生管理基準を遵守する自衛防疫意識が必要である。また、消費者の安全志向の信頼に応えるため、ポジティブリスト制度への対応に努めるなど、動物用医薬品の適正使用等について徹底した指導の強化を図る。

【事項番号⑥ 国民の理解の醸成・食育の推進等について】

食育の推進

子ども達をはじめ国民が健康な生活を送るため、食べることの意義を理解し、安全・安心な畜産物を選択する能力を養ってもらえるよう、教育委員会と連携し、地場食材等を活用した学校給食の実施や酪農体験学習等により食育を推進する。また、食生活改善協議会等市内各種団体や施設等の地場産農畜産物の利用を促進する。

【事項番号 計画達成に向けた関係機関・団体の役割】

関係機関の役割

市町村及びJAなどの関係機関、生産者団体、生産者が密に連携を取り合い、具体的な方針、それぞれの役割などを明確にし、本計画の推進を図る。